

むつ市グループウェア広告掲載実施要綱

平成 2 8 年 9 月 5 日

むつ市告示第 1 0 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の日常の業務に供するパソコンで利用するグループウェア（以下「むつ市グループウェア」という。）への広告掲載の実施について、むつ市広告掲載実施要綱（平成 1 9 年むつ市告示第 4 0 号。以下「実施要綱」という。）及びむつ市広告掲載実施基準（平成 1 9 年 3 月 3 0 日制定。以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告」とは、広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）の社名又は団体名の記載を含む宣伝を目的とした画像をいう。

(広告掲載の位置及び規格)

第 3 条 広告を掲載する位置は、むつ市グループウェアのログイン画面及び市長が指定する場所とする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 3 0 0 ピクセル、横 6 0 0 ピクセル
- (2) データ容量 3 0 0 キロバイト以内
- (3) データ形式 J P E G、P N G 及び G I F（アニメーション G I F を除く。）
- (4) ホームページ等のウェブサイトにはリンクする機能を有しないこと。

(広告掲載料)

第 4 条 広告掲載料は、1 枠につき月額 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、連続した 1 2 月間の広告掲載の場合は、1 枠につき月額 1 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載料の納入等)

第 5 条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。

2 既に納入した広告掲載料は還付しない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月を単位として決定するものとし、連続して掲載することができる期間は最長で12月とする。

2 広告掲載の開始日は、当該広告の掲載を開始する月の1日とし、掲載終了日は、当該広告の掲載を終了する月の最終日とする。

(広告募集の方法)

第7条 広告掲載の募集は、むつ市公式ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を申し込む者（以下「申込者」という。）は、実施要綱第8条第1項の規定にかかわらず、掲載を希望する月の前月20日までに、むつ市グループウェア広告掲載申込書（様式第1号）に電磁的記録媒体その他必要な書類を添え、市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みを受けたときは、申込内容を審査し、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の申込みが広告枠の数を超える場合には、次の順位により掲載を決定するものとする。ただし、公共性の高い広告についてはこの限りではない。

- (1) 広告掲載期間が長いもの
- (2) 市内に事業所を有するもの
- (3) 先に申込みのあったもの

3 市長は、広告掲載を承認したときは、実施要綱第8条第2項の規定にかかわらず、むつ市グループウェア広告掲載承認通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

(広告の変更)

第10条 広告主は、1月を単位として広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、広告の内容を変更する場合には、むつ市グループウェア広告掲載変更申込書（様式第3号）に電磁的記録媒体その他必要な書類を添え、市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の規定により広告の内容の変更の申込みを受けたときは、申込内容を審査し、当該広告の変更の可否を決定するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、むつ市グループウェアへの広告掲載を取

り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、むつ市グループウェア広告掲載取下げ申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の中止及び取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は承認を取り消すことができる。

(1) 広告主が虚偽の広告掲載の申込みをしたとき

(2) 実施要綱第3条又は実施基準第4条若しくは第5条各号のいずれかに該当するとき

（免責事項）

第13条 広告主は、次に掲げる事由により広告掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による広告掲載料の返還、損害の賠償又は掲載期間の延長を市に請求しないものとする。

(1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災又は悪意を持つ第三者によるサーバその他の市のパソコンへの不正アクセス等に起因するサーバ、通信回線等の事故又は障害

2 市は、広告主が広告掲載に関し損害を生じた場合においても、一切の損害を賠償する責任を負わないものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。